

令和 8 年第 2 回議会 説明資料

第1 令和7年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の
決算について
【議案第4号】

第2 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に
関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
【議案第5号】

1 令和7年度 事業概要

- (1) 用水供給事業
- (2) 主要事業

2 令和7年度 決算の概要

- (1) 収益的収支
- (2) 資本的収支
- (3) 資金収支

(1) 用水供給事業

■ 年間総供給水量

8,776 万 m^3 /年

(令和6年度決算 9,192 万 m^3 /年)

■ 一日平均供給水量

240,434 m^3 /日

(令和6年度決算 251,830 m^3 /日)

渇水対応(送水制限)により予算比4.2%の減

(2) 主要事業

① 海水淡水化施設の設備更新

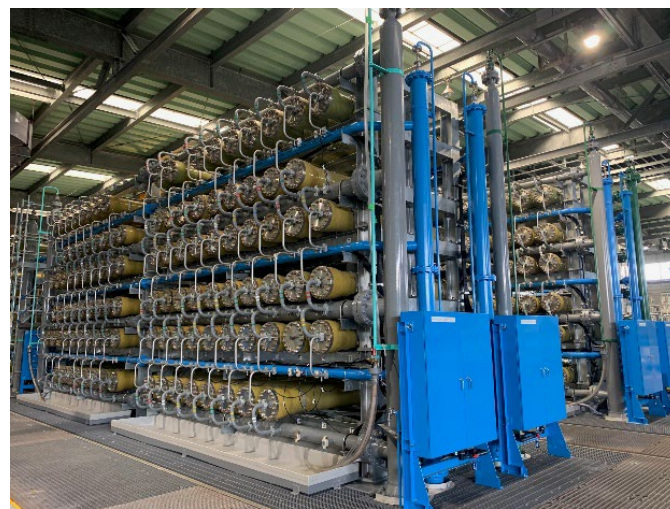
供用開始後 20年以上が経過し、
更新時期を迎えた機器の更新

【令和7年度の取組】

- ・ 高圧RO膜設備更新工事
(令和5～8年度)

【令和7年度決算額】

759,006千円



更新後の高圧RO膜設備

(2) 主要事業

② 牛頸浄水場の改良・更新

牛頸浄水場・送水施設の
更新時期を迎えた機器の更新

【令和7年度の取組】

- ・牛頸浄水場 ろ過池防水工事
- ・粕屋南ポンプ場 電気設備更新工事 等

【令和7年度決算額】

767,954千円



牛頸浄水場 ろ過池



粕屋南ポンプ場電気設備

(2) 主要事業

③ 水質管理機能の強化

残留塩素濃度低下事象や、
送水管路の二重化等による
送水環境の変化に対応

【令和7年度の取組】

- ・ 水質計器設置工事
- ・ 追塩設備設置工事 等

【令和7年度決算額】

451,013千円

※工事内容の見直しに伴い事業完了を前倒し
(令和9年度→令和7年度)



水質計器（塩素濃度を測定する計器）



追塩設備（塩素を追加注入する設備）

1 令和7年度 事業概要 (2) 主要事業

(2) 主要事業

④ 管路の耐震化

管路整備計画に基づき、耐震化、
危機対応のための機能強化

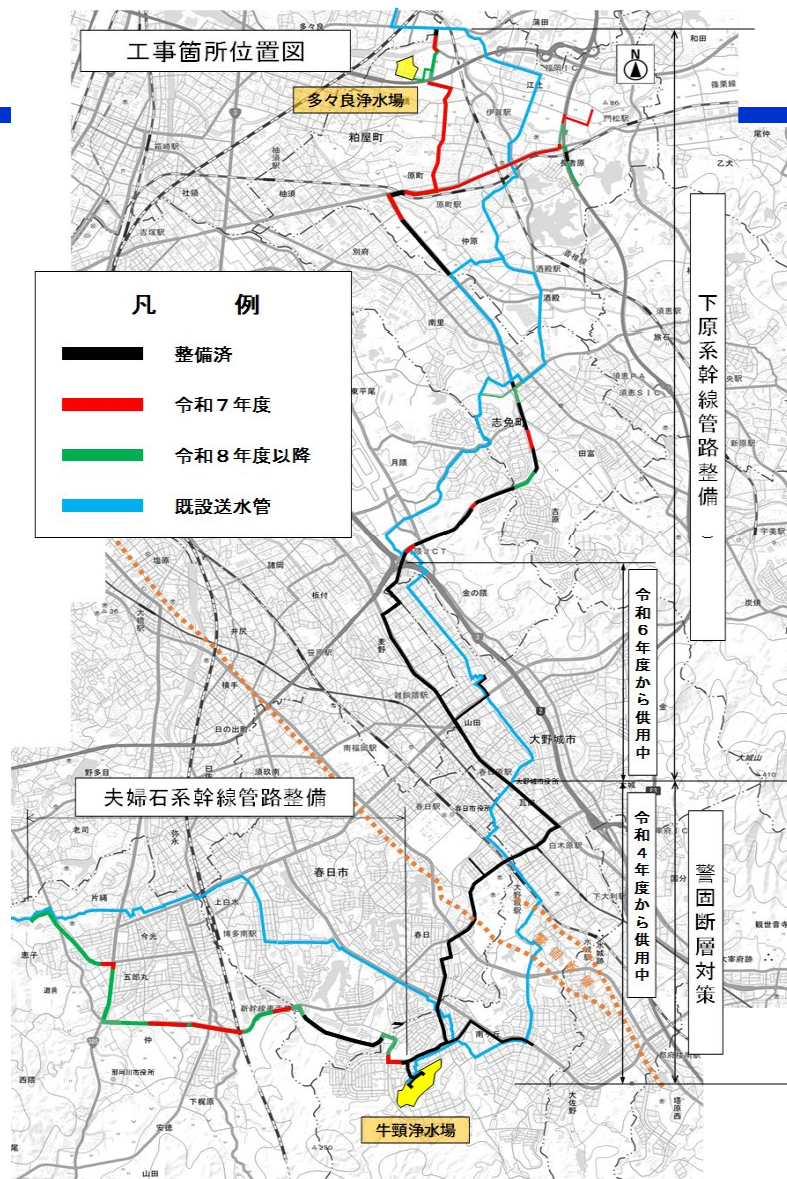
【令和7年度の取組】

下原系・夫婦石系幹線管路整備
進捗率：69.3% (R7年度末)
全体延長：32.2 km

【令和7年度決算額】

4,316,317千円

※管路の耐震適合率は50.3%(R7年度末)



1 令和7年度 事業概要 (2) 主要事業

(2) 主要事業

⑤ 福岡導水施設地震対策

(独)水資源機構が実施する
地震及び老朽化対策

(負担金として費用の一部を支出)

【令和7年度の取組】

2号トンネル併設水路工事
思案橋水管橋併設水路工事 等

【令和7年度決算額】

1,394,062千円

(参考) 総事業費：約520億円
事業期間：平成30年～令和17年

※令和8年6月8日に事業計画の変更認可済み



提供：(独)水資源機構福岡導水事業所

【参考】筑後川水系ダム群連携事業

【事業概要】

○目的

都市用水を優先的に確保した一方、依然として不足している**流水の正常な機能の維持のための用水**を確保する。

○事業主体

(独) 水資源機構

○事業期間

平成13年度～令和19年度

○総事業費

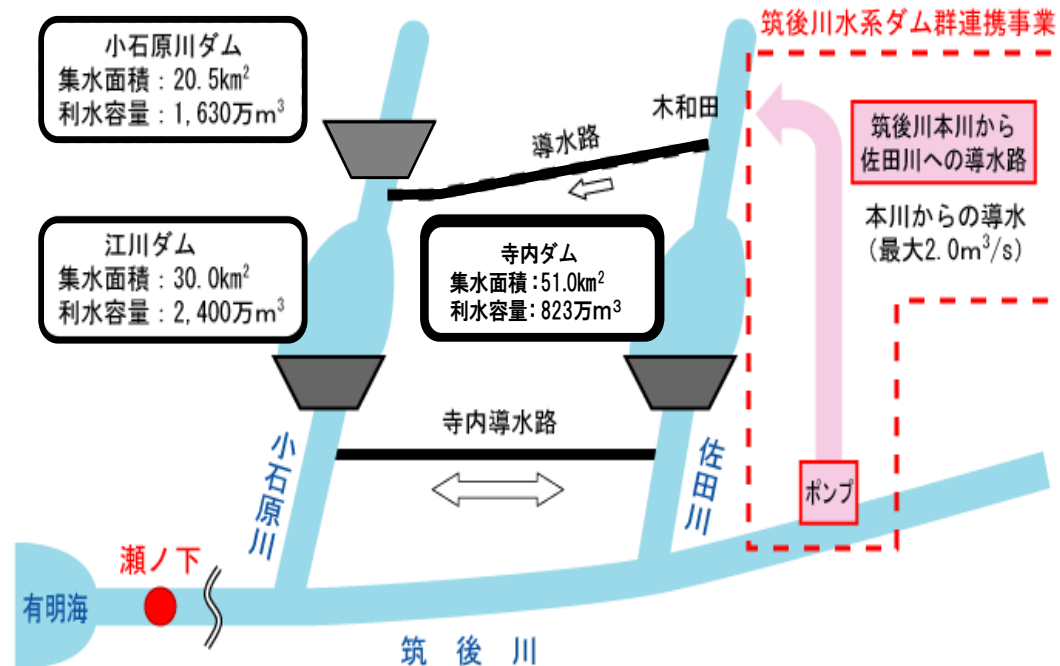
約740億円

(当企業団の負担なし)

○諸元

導水路 約10km

(最大導水量 $2.0\text{m}^3/\text{s}$)



事業概要図

【令和7年度の事業内容】

導水施設詳細設計、環境調査、水理水文調査 等

⑥ 地球温暖化対策の推進

「地球温暖化対策実行計画」（令和5年12月策定）
に基づき、温室効果ガスの排出量を削減

- ア 浸透圧発電の稼働
- イ 太陽光発電の導入検討
- ウ 再生可能エネルギー由来電力等の調達
- エ ディマンド・リスパンスの導入
- オ 照明設備のLED化
- カ 省エネ機器（動力回収装置※ 等）の導入

※動力回収装置：淡水製造時に排出される高圧濃縮海水の圧力エネルギーを回収

1 令和7年度 事業概要 (2) 主要事業

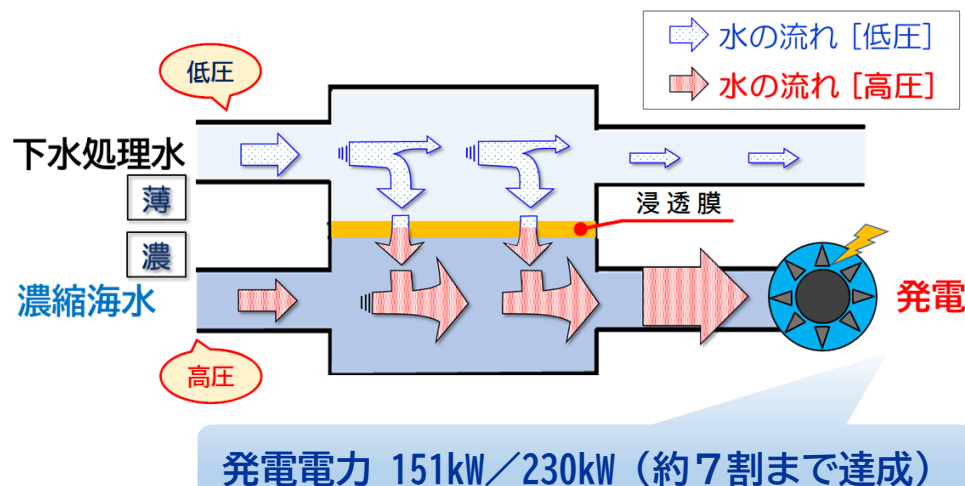
⑥ 地球温暖化対策の推進

ア 浸透圧発電の稼働

海水淡水化センターにおいて、福岡市道路下水道局や民間企業と共同して浸透圧発電の実用化に取り組んでいる。

【令和7年度の取組】

令和7年8月に運転を開始し、その後5年間を検証期間としており、施設を運転しながら、目標とする発電電力の実現に向けて試験調整を進めている。



1 令和7年度 事業概要 (2) 主要事業

⑥ 地球温暖化対策の推進

イ 太陽光発電の導入検討

地球温暖化対策推進の一環として、太陽光発電の導入を検討するもの。

【令和7年度の取組】

各種太陽電池の特性や経済性について調査・検討を進めた。技術革新や市場動向等に注視しつつ、導入の最適なタイミングを見計らいながら、今後も検討を継続する。

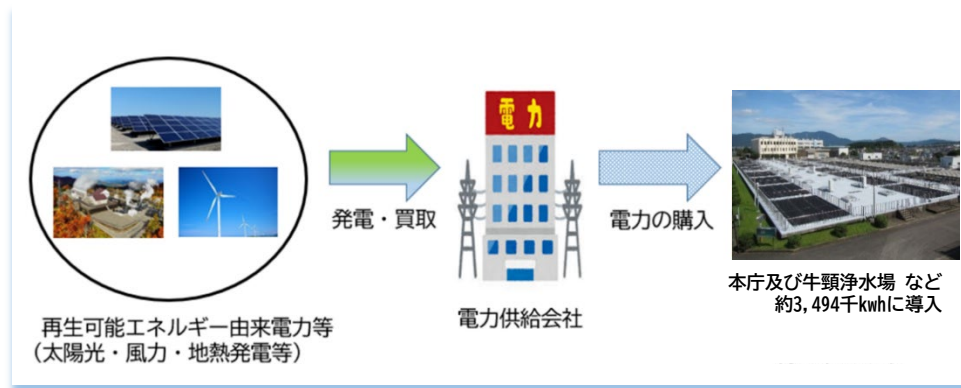
ウ 再生可能エネルギー由来電力等の調達

温室効果ガス排出削減を図るため、

再生可能エネルギー由来電力等に切り替えるもの。

【令和7年度の取組】

本庁舎及び牛頸浄水場等における高圧受電の全電力を
再生可能エネルギー由来電力等へ切り替えた。



1 令和7年度 事業概要 (2) 主要事業

⑥ 地球温暖化対策の推進

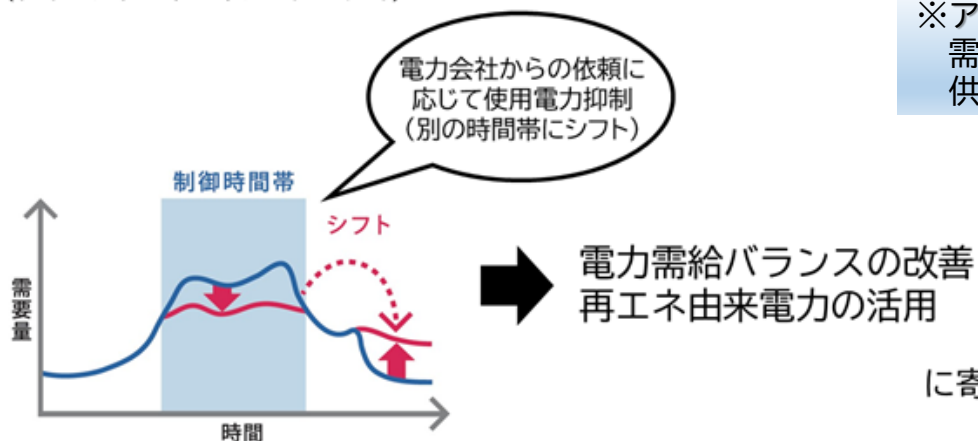
エ ディマンド・リスポンスの導入

電力需要のピーク抑制を通じて地球温暖化対策に寄与

【令和7年度の取組】

令和9年度の海水淡水化センターでの導入に向けた実効性テストにおいて、アグリゲーター※より適合評価を受けた。

(ディマンド・リスポンスについて)



※アグリゲーター

需要家と電力会社の間に立って、電力の需要と供給のバランスコントロール等に取り組む事業者

に寄与

時間						令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
2027年度 実需給				メイン オークション	電源リスト 提出	実効性 テスト		実需給年度	報酬 精算

⑦ DXの導入・活用

業務効率化による人的資源の有効活用や
業務改善を図るためDXを導入・活用

- ア AIによる管路劣化予測
- イ 地下埋設物調査のWEB申請
- ウ 水質情報共有システムの構築
- エ ドローンを使用した水道施設の点検
- オ 管路管理クラウドシステムによる現場調査

1 令和7年度 事業概要 (2) 主要事業

⑦ DXの導入・活用

ア AIによる管路劣化予測

【決算額：3,498千円】



現在及び将来における管路の劣化状況を評価

【令和7年度の取組】

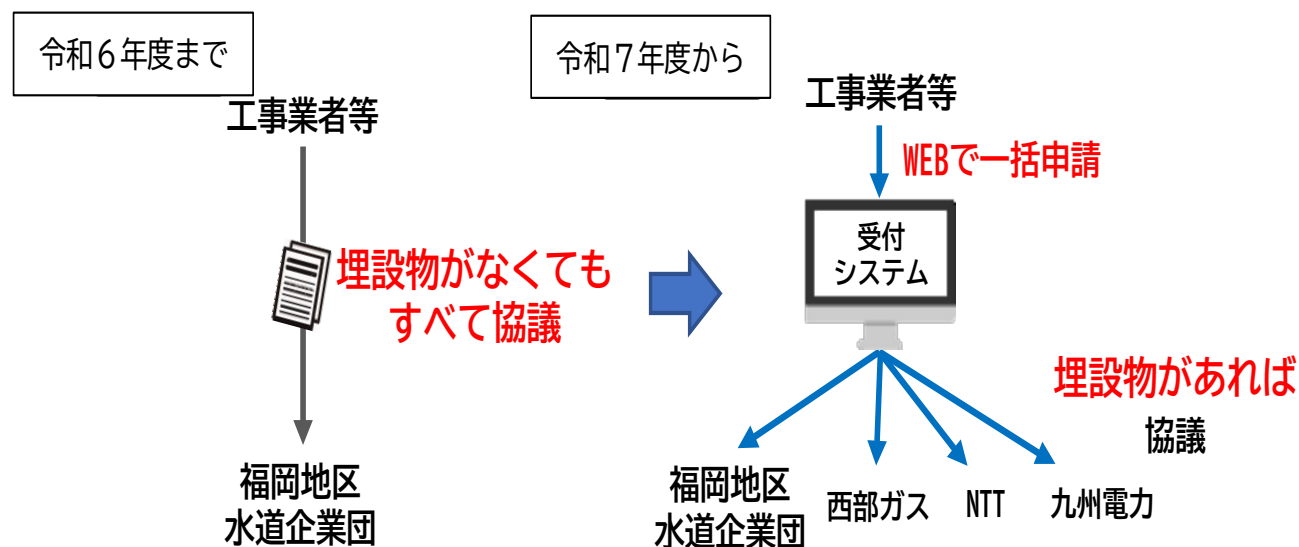
- (1) 評価結果 : 令和7年度時点で即時対応が必要な管路なし
- (2) 今後の対応 :
 - ① 月1回の巡視と2年周期の漏水調査を継続
 - ② 令和8年度から遠隔漏水監視システムを試験導入
 - ③ 今回の結果を踏まえ「管路整備事業(第Ⅱ期)」の中で計画的に老朽管更新に取り組んでいく。

1 令和7年度 事業概要 (2) 主要事業

⑦ DXの導入・活用

イ 地下埋設物調査のWEB申請

【決算額：555千円】



【令和7年度の取組】

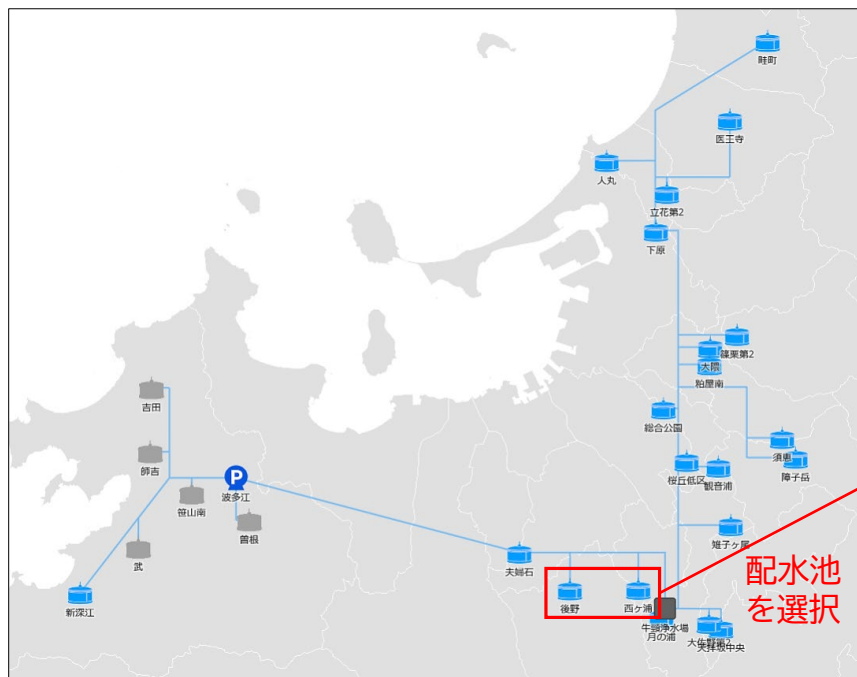
- (1) 運用開始：令和7年4月1日
- (2) 申請実績：WEB申請 461件
窓口申請 224件（導入前807件から約72%減）
- (3) 導入効果：工事業者等の負担軽減、職員の業務効率化

1 令和7年度 事業概要 (2) 主要事業

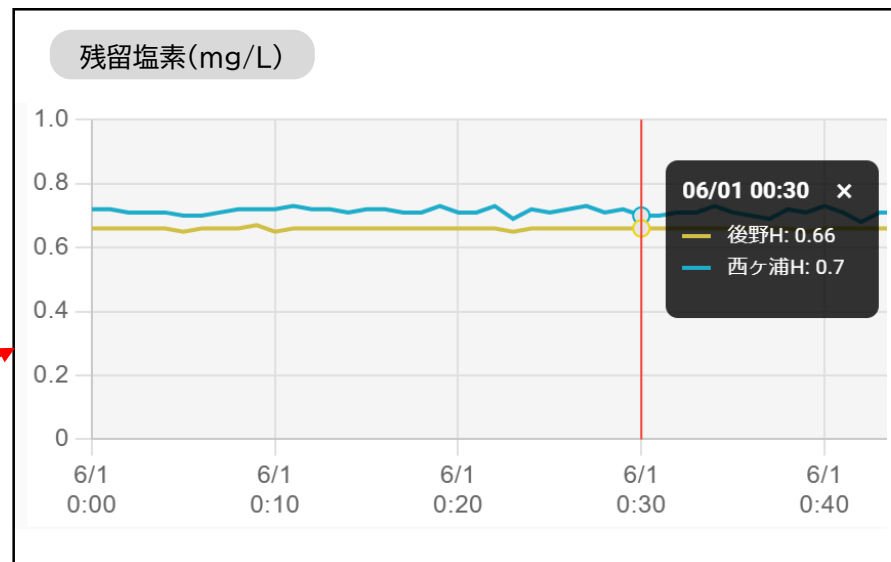
⑦ DXの導入・活用

ウ 水質情報共有システムの構築

【決算額：24,200千円】



水質データをリアルタイムで表示



(企業団管理画面)

【令和7年度の取組】

(1) 運用開始：令和8年6月1日より運用開始

(2) 導入効果：水質情報をリアルタイムで共有、非常時対応の迅速化

1 令和7年度 事業概要 (2) 主要事業

⑦ DXの導入・活用

エ ドローンを使用した水道施設の点検【決算額：197千円】



従来の点検
(足場の設置が必要)



ドローンでの点検

【令和7年度の取組】

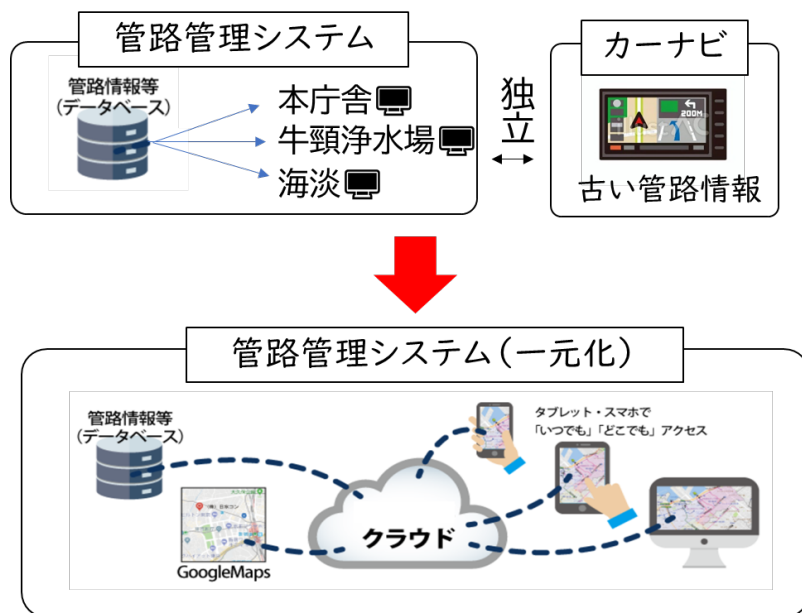
- (1) 実施箇所：水管橋5箇所（牛頸、白木原、酒殿、御笠川、谷山川）
- (2) 導入効果：
 - ① 仮設足場や高所作業車が不要、準備の手間と費用を大幅削減
 - ② 接近困難な箇所へのアプローチが容易になり、安全かつ効率的な作業を実現

1 令和7年度 事業概要 (2) 主要事業

⑦ DXの導入・活用

オ 管路管理クラウドシステムによる現場調査

【決算額：5,522千円】



【令和7年度の取組】

- (1) 対象業務：現場作業（断水洗管作業・地下埋設物調査等）
- (2) 導入効果：① 現場でのリアルタイムな管路情報及び竣工図の閲覧が可能
② 正確なデータを即座に取得することにより、現場業務の迅速化を実現

2 令和7年度 決算の概要 (1) 収益的収支

(1) 収益的収支 (事業に関する収益と費用)

単位：百万円							
款・項	当初予算額 (a)	補正額 (b)	前年度 繰越額 (c)	最終予算額 ① = (a)+(b)+(c)	決算額 ②	翌年度 繰越額 ③	増減 ②+③-①
1 水道用水供給事業収益 (A)	13,059	0	0	13,059	12,868	0	△191
1 営業収益	11,698	0	0	11,698	11,660	0	△38
2 営業外収益	1,361	0	0	1,361	1,207	0	△154
3 特別利益	0	0	0	0	0	0	0
1 水道用水供給事業費用 (B)	12,583	0	0	12,583	11,960	44	△579
1 営業費用	12,460	0	0	12,460	11,853	44	△563
2 営業外費用	118	0	0	118	107	0	△11
3 特別損失	0	0	0	0	0	0	0
4 予備費	5	0	0	5	0	0	△5
単年度収支差 (A) - (B)	476	0	0	476	907	△44	387
当年度純利益 (税抜)	△286	0	0	△286	264	△40	510

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

当初予算では**純利益**を△286百万円

と見込んでいたが、営業費用の減により決算では**264百万円**となった。



(1) 収益的収支（事業に関する収益と費用）

予算比増益の主な要因

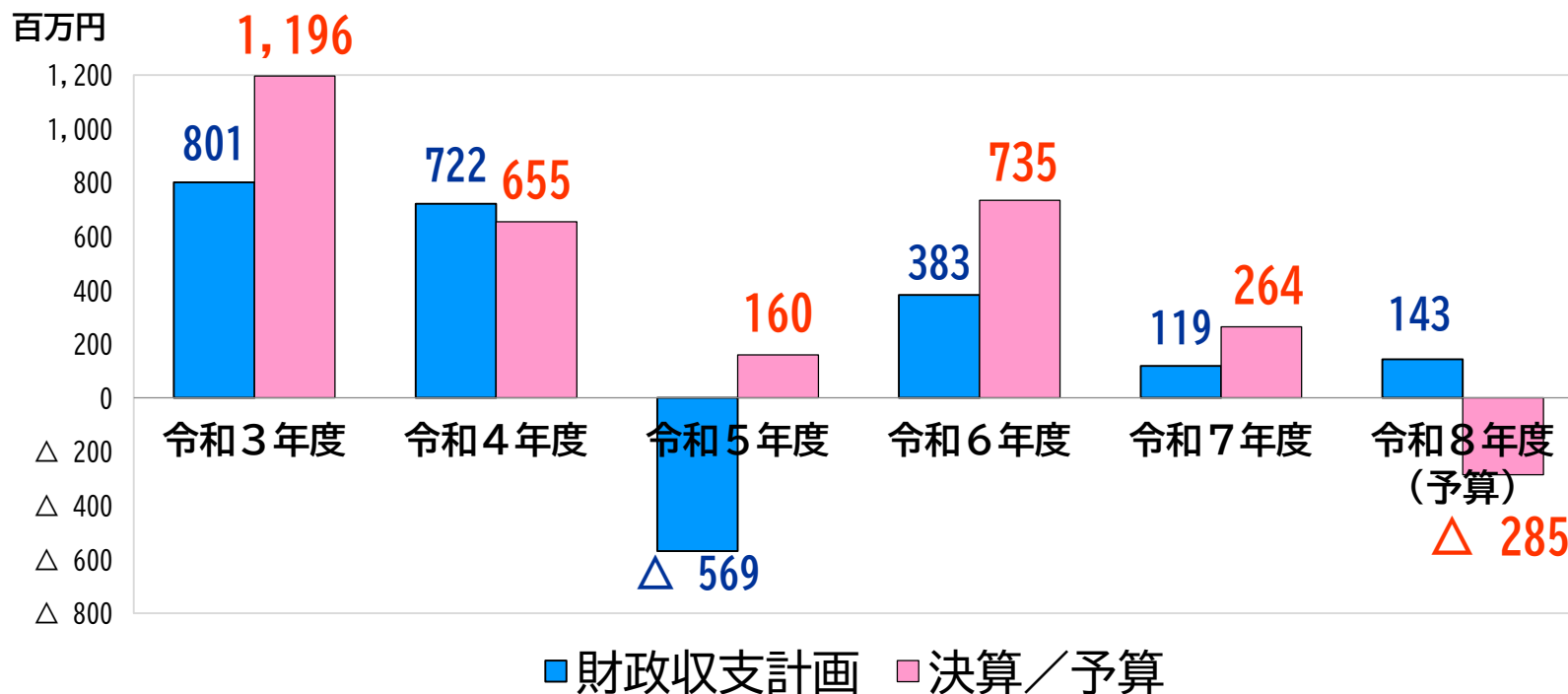
➡ 営業費用の減（決算） Δ 563百万円
(「決算額」 + 「翌年度繰越額」 - 「最終予算額」)

- 契約落差等による委託料及び修繕費等の減 Δ 415百万円
- 生産水量減少による動力費の減 Δ 50百万円
- 生産水量減少による薬品費の減 Δ 25百万円
- 契約落差等によるダム等管理負担金の減 Δ 46百万円
- その他 Δ 27百万円

2 令和7年度 決算の概要 (1) 収益的収支

(1) 収益的収支（事業に関する収益と費用）

単年度純損益の推移（税抜）



※令和4年度の利益は、過年度損益修正益分の利益（非現金）902百万円を含まない。

計画を超える純利益を確保しているが**減少傾向**にある。

2 令和7年度 決算の概要 (2) 資本的収支

(2) 資本的収支(施設整備等に関する収入と支出)

単位：百万円	款・項	当初予算額 (a)	補正額 (b)	前年度 繰越額 (c)	最終予算額 ① =(a)+(b)+(c)	決算額 ②	翌年度 繰越額 ③	増減 ②+③-①
1	資本的収入 (A)	5,211	619	298	6,127	5,041	1,075	△11
1	企業債	3,315	720	0	4,035	3,315	720	0
2	国庫補助金	999	△101	298	1,195	844	355	4
3	出資金	883	0	0	883	866	0	△17
4	その他資本的収入	14	0	0	14	16	0	1
1	資本的支出 (B)	10,503	1,238	1,522	13,263	9,030	3,547	△686
1	設備費	7,959	1,238	1,522	10,719	6,525	3,547	△648
2	国営事業等負担金	1,454	0	0	1,454	1,421	0	△33
3	償還金	1,044	0	0	1,044	1,044	0	0
4	国庫補助金返還金	40	0	0	40	40	0	0
5	予備費	5	0	0	5	0	0	△5
	資本的収支不足額 (B) - (A)	5,292	620	1,224	7,136	3,990	2,471	△675

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

資本的収支不足額については損益勘定留保資金等により補てんする。

(2) 資本的収支(施設整備等に関する収入と支出)

5つの主要事業を確実に実施

海水淡水化施設
の設備更新

牛頸浄水場
の改良・更新

管路の耐震化

水質管理機能
の強化

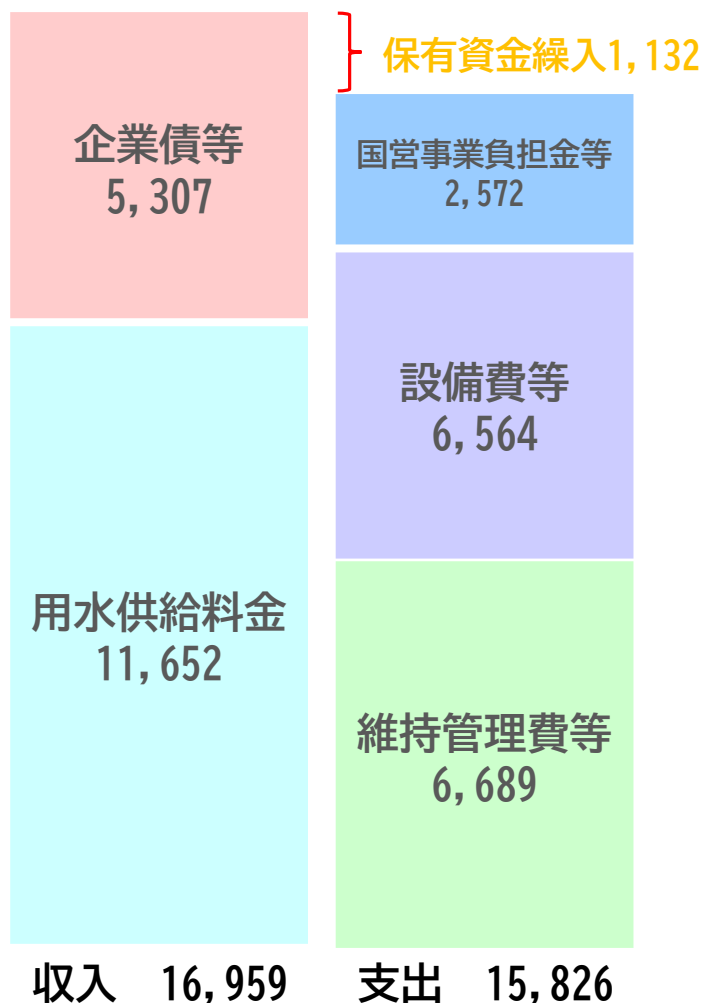
福岡導水施設
地震対策

必要な資金を確保するため令和6年度から**企業債の発行**を
7年ぶりに再開し**令和7年度は、3,315百万円**を借入

2 令和7年度 決算の概要 (3) 資金収支

(3) 資金収支(一般会計と同様の現金会計ベース)

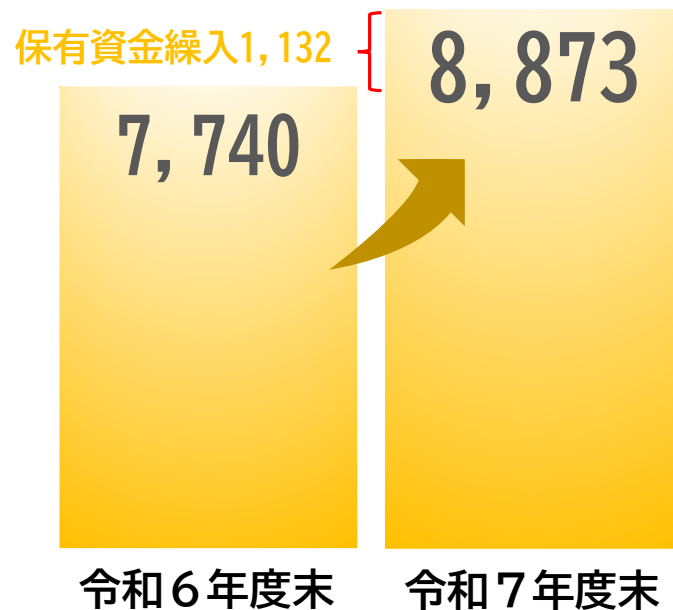
令和7年度資金収支 (単位：百万円)



(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計は一致しない場合がある。

将来の投資に必要な財源となる
資金を適切に**確保**

年度末資金残高 (単位：百万円)



第1 令和7年度福岡地区水道企業団水道用水供給事業会計の
決算について
【議案第4号】

第2 福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に
関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
【議案第5号】

福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の専決処分【議案第5号】

1 条例の専決理由

当企業団職員の派遣元である福岡市において、令和8年3月30日に「福岡市職員の給与に関する条例」の一部改正が行われ、同年4月1日から施行されており、「職員の派遣に関する協定書」の趣旨を踏まえ、当企業団においても同様の改正を行う必要があったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、福岡地区水道企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を令和8年3月31日、次のように専決処分した。

このため、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

2 改正の内容

配偶者に係る扶養手当の廃止及び定年前再任用短時間勤務職員等への住居手当の支給を行う等の必要があるもの。

3 施行期日

令和8年4月1日